

- ② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等
- ③ 海外に対する情報発信の強化
- ④ IT の活用による情報提供の展開
- ⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討
- ⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施
- ⑧ 関係団体との連携協力

(3) 環境情報戦略の進捗状況について

今回環境省が行ったフォローアップ調査では、上記(2)に挙げた当面優先して取り組む施策の進捗状況の調査を行うとともに、同施策について平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容についても、併せて調査を行いました。

今回のフォローアップ調査の結果からは、各項目について一定の進展があったことが確認されました(各項目の具体的なフォローアップ調査の結果は別表1のとおり)。

特に、以下の項目については、新たなホームページの立ち上げや、環境と経済に関する新規情報の収集が進むなど、大きな進展が見られました。

○ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築

- ・平成21年度は、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)及びクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)のホームページの作成を行い、TEMMホームページについては、平成22年5月1日に、CAIホームページについては7月1日に、それぞれ公開を行った。また、CAIニューズレターの発行を行うなど、各種情報発信を行った。

○ 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化

- ・環境と経済社会活動に関する情報提供について、環境経済情報を体系的に整備した「環境経済情報ポータルサイト」を構築しており、平成22年度よりインターネットによる情報提供を開始する予定。
- ・また、環境産業関連企業の景況感等に関する調査「環境経済観測」を試行実施するとともに、環境産業に係る市場・雇用規模を推定し、公表した。

○ 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等

- ・環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。平成22年度内の早い時期に、関係府省との連携をとりつつ、ポータルサイトの運用を開始する。

○ 海外に対する情報発信の強化

- ・公害関連情報を環境省HP上(英語版)で一体的に提供することを念頭に、関連する情報を提供しているサイトの情報を、典型7公害を基準として、収集・整理した。また、公害関連情報の環境省HP上での発信を、平成22年度内に速やかに行う。

他方、標準的フォーマットによる提供情報の信頼性・正確性の確保等、また環境省と地方公共団体等との連携協力、関係団体との連携協力の項目については、検討が始まった段階ないしは検討実施検討中の段階であることが明らかになりました。取組みの強化が必要です。

また、戦略の掲げる項目に関し、さらに優先順位を明確にすべきこと、情報ユーザーの利

用の状況や要望を情報発信者へフィードバックする仕組みを考えるべきこと等の課題も明らかになりました。

今回行ったフォローアップ調査の結果を関係省庁と共有しつつ、環境情報戦略連絡会等を通じて関係省庁との連携を深めながら、環境情報戦略に定める施策の着実な実施を、引き続き推進していく必要があります。

なお、今回のフォローアップは、主として、戦略の中で、当面優先的に取り組む施策として掲げた項目について、定性的に取組み状況を点検することを内容とするものでした。今後、フォローアップの進め方について、さらに検討するとともに、第四次環境基本計画の検討に資するため、この検討にもとづいて平成 23 年度も臨時的に、当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を実施する必要があります。

別表 1

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5 (1) ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）に示された環境統計の整備に関する事項を着実かつ計画的に実施する。 ・環境と経済に関する政策研究を実施する体制を整備する。同体制の下、環境と経済社会活動に関する情報の充実を図る。 ・効果的な施策の企画、実施に資するよう、国全体から個別の経済主体まで、各レベルでの環境負荷の実態等、現在十分把握されていない必要な環境情報の収集の強化を図る。 	<p>(別表2に記載)</p> <p>○最近の行政課題を踏まえて8つの研究分野について研究課題を公募し、13課題を採択。いずれも平成21～23年度の3ヶ年計画で、研究者と環境省担当官の密接な連携により研究を進めているところであり、すでに地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの検討等において研究成果の活用が始まっている。</p> <p>○家庭部門の二酸化炭素排出実態を把握するための調査について、平成22年度からの調査開始に向けた予算措置、調査方法の検討、関係省庁との調整等を行った。</p>	<p>(別表2に記載)</p> <p>○新規研究課題2～3課題を公募する(研究期間：2ヶ年)。</p> <p>○平成21年度に採択した13課題の研究を実施する。</p> <p>○家庭部門の二酸化炭素排出実態を把握するための実測調査を開始する。調査結果を踏まえ、実態把握調査手法の検証等を実施する。</p>
5 (1) ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・第3生物多様性国家戦略(平成19年11月27日閣議決定)に基づき、自然環境保全基礎調査及び重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を一層推進する。 ・生物多様性・生態系に係るデータを始め、各地域の自然環境の状況や経済社会活動がこれらの環境に与える影響について継続的な状況把握を行い、データの充実を図る。 	<p>○自然環境保全基礎調査において、植生調査(植生図の作成)、哺乳類生息状況調査を実施した。</p> <p>○モニタリングサイト1000において、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて調査を実施した。</p> <p>○環境省により設置された「生物多様性総合評価検討委員会」において、日本における生物多様性の総合評価をとりまとめるために検討会を3回実施した。</p> <p>○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集した。</p>	<p>○自然環境保全基礎調査については、植生図の作成等を実施する。</p> <p>○モニタリングサイト1000については、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて継続的に調査を実施する。</p> <p>○平成20年度に環境省により設置された有識者からなる検討委員会である「生物多様性総合評価検討委員会」による「生物多様性総合評価報告書」をとりまとめ、公表する。</p> <p>○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集する。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・環境省始め関係府省間の情報交換により、沿岸域を含む海洋における生物多様性に関する総合的なデータを整備する。</p>	<p>○我が国周辺水域の水産資源について適切な資源回復・資源管理を推進していくため、水産資源の動向を的確に把握し、評価することが極めて重要であることから、農林水産省において、「我が国周辺水域資源調査推進事業」を実施し、主要水産生物について資源調査を行い、その結果を資源回復・資源管理施策等の基礎データとして活用した。</p> <p>○東京湾等における藻場、干潟に生息する生物モニタリング調査結果等のデータを更新した。</p> <p>○日本海洋データセンター（JODC）では、我が国の総合的海洋データバンクとして、国内外の各機関の海洋観測データの有効利用を図るため、各種海洋データ・情報を一元的に収集・管理・提供した。</p> <p>○海洋生物・生態系等に関する既存情報の収集整理、浅海域生態系のモニタリング調査、既存保全施策等のレビュー、戦略策定方針決定等を実施した。</p>	<p>○引き続き農林水産省において、「我が国周辺水域資源調査推進事業」を実施し、主要水産生物について資源調査を行い、その結果を資源回復・資源管理施策等の基礎データとして活用する。</p> <p>○藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系のモニタリング調査を実施する。また、藻場、干潟等に生息する生物等のモニタリング調査等のデータを速やかに更新する。</p> <p>○日本海洋データセンター（JODC）では、海洋生物データを、海洋生物種を分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と、海洋調査機関等から提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理している。引き続きデータベースの充実を進める。</p> <p>○海洋における海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに推進する。</p>
	<p>・生物多様性・生態系の状況を経年的に把握するため、環境省始め関係府省が連携し、衛星データ等も活用しながら、生物多様性の総合監視システムの構築を進める。</p>	<p>○衛星データによる、植生図作成手法の効率化等について、検討を実施した。</p>	<p>○衛星データによる、植生図作成手法の効率化等について、引き続き検討する。</p>
5(1)③ 情報アーカイブの構築	<p>・我が国の政策作りや過去の公害克服経験を内外の政策立案者へ発信すること等に資するよう情報アーカイブの構築に努める。このため、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化を進める。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、図書館の電子化等に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p> <p>○歴史的資料等保有機関の指定に向けた規定の改正や運営について検討を行った。また、指定の要件となる保有資料の目録を作成した。</p>	<p>○所蔵書誌情報のデジタル化、媒体変換等、図書館の電子化の実施方策の検討を行っていく。</p> <p>○平成22年4月に歴史的資料等保有機関指定を受けたことを踏まえ、水俣病に関する資料の公開を行うとともに、適切な運営と一般に向けた広報活動を行う。</p>
	<p>・情報アーカイブを構築するための検討を実施する。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、情報アーカイブの構築に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p>	<p>○国立国会図書館並びに先行する他図書館との情報交換を行い、情報の公開方式、適用範囲等、情報アーカイブの構築に係る検討を行っていく。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・保存情報の検索等、利用サービスの開始を目指す。</p> <p>また、内外の環境情報に係るサイトとのリンク等、情報アーカイブについてのポータルサイトを構築する。</p> <p>その際、インターネット普及以前の環境情報の電子化、蓄積も推進する。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、情報検索等に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p>	<p>○環境省図書館の電子化及び情報アーカイブの検討を踏まえ、ポータルサイトのあり方等の検討を行っていく。</p>
<p>5(1)④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等</p>	<p>・一次情報の利用を円滑にするため、その収集の際に標準的フォーマットによるメタデータ（作成者のほか、データ収集方法、更新頻度、最終更新日等を含む）を整備して提供、保存することにより、データ相互間における信頼性等の比較検討を可能とする。このため、関連する専門家の意見を聴きつつ、メタデータの標準的フォーマットを作成し、関係府省等における普及を図ること等を検討する。</p>	<p>○国立環境研究所で行われた取組を参考に、引き続きメタデータのフォーマットに関する検討を進めていくこととした。</p> <p>○なお、国立環境研究所のメタデータに関する対応状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内標準であるJMP 2.0を参考に、そのサブセット的な位置付けでメタデータの整備を実施。 ・ただし、現行はXML形式ではなく、リレーショナル・データベースで管理している。 	<p>○国立環境研究所で行われている取組を参考に、引き続きメタデータのフォーマットに関する整備の可能性について、各府省庁と協議を行う。</p>
<p>5(1)⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力</p>	<p>・本戦略を推進するため、環境基本計画の点検プロセスの利用を含め、関係府省及び地方公共団体との会議の設置等を検討する。役割分担を明らかにしつつ、PDCAサイクルに基づき情報整備に関する施策を連携協力して推進する。</p>	<p>○環境省企画調査室内において検討を進めているが、地方公共団体との会議の設置には至っていない。</p>	<p>○環境省と関係府省との連携協力については、環境情報戦略関係府省連絡会の開催を通じて、情報の共有を含め、適切に行っていく。</p> <p>○地方公共団体との会議の設置の必要性を含め、国と地方との連携協力のあり方について検討を深める。</p>
<p>5(1)⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組</p>	<p>・OECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループ等における国際的な議論の動向を踏まえ、⑤に基づく環境省と関係府省及び地方公共団体との会議等の場を通じ連携協力を確保しつつ、環境情報の収集プロセスや頻度の適正化等によって情報の質の向上が図られるよう検討する。</p>	<p>○平成21年11月に開催されたOECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループに参加をし、情報収集を行った。</p>	<p>○引き続き、OECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループへの参加を行い、積極的な情報収集を行うと共に、環境情報戦略の遂行に必要な情報については、関係府省との情報共有を図っていく。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(1)⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築	<p>・海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図る。そのため、海外で公開されている情報に加え、国際機関、外国の環境行政機関、環境関係の団体等との人的つながりにより入手するオリジナルの情報を含め、海外の環境に関する情報の整備、蓄積及びその活用を図っていく。</p>	<p>○経済協力開発機構（OECD）や国連環境計画（UNEP）等の国際機関が開催する各種環境関連の国際会議への出席、各国からの要人来訪の積極的な受け入れ、在京各国大使館の環境アタッシュ等との交流等を通じて、海外の環境の状況や諸外国の環境政策等に関する情報の収集、蓄積を行った。</p> <p>○海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図った。具体的には、在外公館を通じて各種環境関連情報を積極的に収集し、これらを国際会議への対応や各種国内施策に活用した。</p>	<p>○引き続き、国際会議への参加、要人来訪の受け入れ、在京各国環境アタッシュ等との交流を進めていく。</p> <p>○平成21年度に引き続き、海外における環境情報の収集強化のため、在外公館との間での積極的な情報交換及び国連環境計画（UNEP）や各条約事務局を始めとする関係国際機関との連携強化に努める。また、収集した情報は適宜、関係府省との共有に努める。</p>
	<p>・第3回地球観測サミット（平成17年2月16日）において採択された全球地球観測システム（GEOS S）10年実施計画に基づき、地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集、整理、提供を引き続き推進する。</p>	<p>○各国の国家地図作成機関と協力して地球地図のデータ整備を行うと同時に、地球地図の整備・利活用促進のために地球地図の仕様を改訂した。</p> <p>○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施した。</p> <p>○文部科学省がとりまとめた調査結果等をもとに引き続き、情報収集、整理、提供を実施した。</p>	<p>○地球地図の整備を進めるとともに途上国への技術支援等を行う。</p> <p>○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施する。</p> <p>○文部科学省が取りまとめる調査結果をもとに、情報収集、整理、提供を実施する。</p>
	<p>・国境を越える環境汚染等の問題について、クリーンアジア・イニシアティブ等の情報収集及び利用のための国際協力ネットワークの構築を目指す。これに向け、環境省においては、アジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握し、その結果について情報の共有を図ること等を関係府省と連携して検討する。</p>	<p>○21年度は、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びクリーンアジア・イニシアティブ（CAI）のホームページの作成に向けて必要な検討を行った。また、CAIニューズレターの発行を行うなど、各種情報発信を行った。</p>	<p>○日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びクリーンアジア・イニシアティブ（CAI）のホームページを、それぞれ、平成22年5月1日、平成22年7月1日に公開した。引き続き、関係省庁と連携しつつ、今後の情報収集のあり方や公開方法について検討を行うと共に、情報収集等のための各種調査を行う。また、21年度で調査した報告書等については、これを関係部署及び関係省庁と共有を図るとともにホームページに公開する。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5 (1) ⑧ ITの活用	<p>・ITや各種センサーの開発普及状況を踏まえ、環境分野の政策立案及び実施の参考となる情報基盤の構築に有用なITの活用強化について検討する。その検討結果を踏まえ、環境省始め関係府省等における情報システムの更新等の機会に、これら技術の汎用性等に配慮しつつ、導入の可否、適否について検討した上で、導入可能なものについて、実施を促進する。</p>	<p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。また、当該検討に併せて、同サイトのページ案等に対するWEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。</p>	<p>○昨年度に引き続き、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトに関して、利用者のニーズ等の調査を行い、幅広く同ポータルサイトの改善に資する情報の収集を図る。</p> <p>○ITの活用強化に当たっては、以下の国立環境研究所の取組を参考にしつつ、進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報メディア「環境展望台」では、情報源情報の登録から検索までの一連のプロセスをシステムとして持っている。 ・WebAPIが公開されているので、「環境展望台」の検索機能を他のサイトでも利用することができ、環境展望台で収集した情報は、同サイトだけでなく、様々な流通経路を通して配信可能となっている。
5 (2) ① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化	<p>・(1)に基づく取組により収集された環境と経済社会活動等に関する情報提供を、環境情報の利用に関するアンケート調査結果等を踏まえ、強化する。その際、パンフレット等の紙媒体とインターネットウェブやメールマガジン等の電子媒体の利用とのベストミックスにも配慮する。</p>	<p>○環境と経済社会活動に関する情報提供について、環境経済情報を体系的に整備した「環境経済情報ポータルサイト」を構築しており、平成22年度よりインターネットによる情報提供を開始する予定。また、環境産業関連企業の景況感等に関する調査「環境経済観測」を試行実施するとともに、環境産業に係る市場・雇用規模を推定し、公表した。</p> <p>○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新、ウェブでの閲覧機能の改良等を行い、情報提供の機能を強化した。</p>	<p>○環境と経済社会活動に関する情報提供について、①環境経済情報ポータルサイトによる情報提供を開始するとともに、追加コンテンツを検討、②「環境経済観測」の本格実施、③環境産業市場・雇用規模の推定を行う。</p> <p>○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新を図りつつ、ウェブ等を利用した情報提供を継続する。</p>
5 (2) ② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等	<p>・環境省のホームページ上に、政策課題別に提供されるポータルサイトの構築についての検討を開始する。</p> <p>・同ホームページ利用者からのサイトに関する意見等を踏まえて、利用主体別のサイトの計画的な構築について検討を行う。</p>	<p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。また、同検討内容について、第8回環境情報専門委員会において進捗報告を行った。</p> <p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成に当たって、同サイトのページ案等に対するWEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。</p>	<p>○平成21年度に行なった、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成に関する検討を踏まえ、関係府省との連携をとりつつ、平成22年度内の早い時期に同ポータルサイトの運用を開始する。</p> <p>○平成22年度に運用を予定している我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて、利用者のニーズを把握するための調査を行い、同ポータルサイトによる情報発信の改善を図る。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・環境省始め関係府省、地方公共団体、公的研究機関（大学等を除く）のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報（源）がわかるような仕組みの構築を進める。</p>	<p>○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築に併せて検討を行い、地方公共団体のポータルサイトである「知恵の環 地域環境行政支援情報システム」や、国立環境研究所及び地方環境研究所といった公的研究機関のサイトとの連携・相互リンク等を検討していくこととした。</p>	<p>○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの運用にあたって、地方公共団体のポータルサイトである「知恵の環 地域環境行政支援情報システム」や、国立環境研究所及び地方環境研究所といった公的研究機関のサイトとの連携・相互リンク等を検討していくとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、ワンストップで環境情報が取得できる仕組みのあり方を検討する。</p> <p>○同検討を行うに当たっては、国立環境研究所の以下の状況を踏まえて行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報源情報の検索システムとして、環境情報メディア「環境展望台」の「検索・ナビ」が公開された。 ・情報源情報の検索を補完する目的で、「検索・ナビ」に、クローラによる横断検索機能が組み込まれている。
<p>5(2)③ 海外に対する情報発信の強化</p>	<p>・環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や環境政策の最新の動向及び企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。</p>	<p>○公害関連情報を環境省HP上（英語版）で一体的に提供することを念頭に、関連する情報を提供しているサイトの情報を、典型7公害を基準として、収集・整理した。</p> <p>○日本の環境政策が客観的に評価されている情報を提供するため、OECDが1994年と2002年に行った対日環境保全成果レビューの内容の整理を行った。</p>	<p>○平成21年度において行った検討結果を基に、公害関連情報の環境省HP上での発信を、平成22年度内に速やかに行う。</p> <p>○平成22年に行われたOECDによる対日環境保全成果レビューの内容を整理し、公害関連情報の環境省HP上での提供と共に、発信を行う。</p>
<p>5(2)④ ITの活用による情報提供の展開</p>	<p>・IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）等を踏まえ、情報提供に向けた行政部内における情報の作成、編集過程の効率化、利用者による利用の向上を図るため、ITを積極的に活用する。</p> <p>・特に、GISについて、利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等について、現在開発が進められているデータの統合や解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。</p>	<p>○収集した環境情報や環境に配慮した取組について、例えば以下のような形で、HP等のIT技術を活用して情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通管制システムにより収集、分析したデータを交通情報として、カーナビ、携帯電話、インターネット等を活用して広く提供した。 ・環境配慮の方針、環境物品等の調達及び温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行い、その情報をHP上で公開した。 <p>○先行事例等の技術的な要素の情報収集を行い、実施策として適用可能性の評価を行った。</p> <p>○文部科学省において、地球観測データ、気候変動予測データと社会経済情報の統合解析によって科学的・社会的有用な情報を提供する「データ統合・解析システム」の構築を進めた。</p>	<p>○環境省が行う利用者主体別の環境情報に関するアンケート調査結果等を環境情報戦略連絡会を通じて共有を図るとともに、同アンケート結果等を踏まえ、関係府省の協力の下、環境省が設置を予定している環境情報の一元的な提供を行うポータルサイトの利用性の向上を図る。</p> <p>○GISに関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行っていく。</p> <p>○文部科学省は、前年度に引き続き「データ統合・解析システム」の構築を実施する。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(2)⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等	<p>・環境情報の信頼性、正確性等を確保するため、当面特に取り組む施策として、グリーン購入の信頼回復と適正化に向けた対応を進める。</p>	<p>○グリーン購入の普及拡大に不可欠な特定調達品目の信頼性確保に資するため、古紙配合率及び再生プラスチック配合率に関する科学的調査手法の検討及び適合性評価を行う際に参照すべき法令、指針、規格等の整理を行った。また、古紙配合率については検証も実施した。</p>	<p>○前年度に引き続き、再生プラスチックの科学的調査手法の検討と100検体程度の検証を実施する予定。また、前年度に実施した古紙パルプ配合率の検証結果を検討会に諮問の上、一般に情報提供するとともに、事業の成果を活用した「信頼性確保のためのガイドライン」を策定・公表予定。</p>
5(2)⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討	<p>・収集した情報を利用者にわかりやすく加工して提供するため、情報収集の計画段階から、データを収集した機関において、情報管理者、コーディネータの役割を意識した取組がなされるようにする。このため、当該情報を必要とするグループや情報の使われ方を踏まえて適切な内容と提供方法にするための検討項目のリスト化について検討し、その成果を政府全体に普及させることを検討する。</p>	<p>○環境情報の各利用主体が、現在の環境情報の提供状況にどのようなニーズや不満を持っているのかを明らかにするため、WEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。</p>	<p>○昨年度に引き続き、利用者の環境情報に対するニーズ等の調査を行っていく。</p>
5(2)⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施	<p>・温室効果ガス排出量の「見える化」等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。</p>	<p>○環境省では、近年増加傾向にある家庭部門の温室効果ガス排出量削減に向けて、国民の環境行動を促進するため、温室効果ガス排出削減に資する製品・サービスの購入・利用や行動に対して、経済的なインセンティブとなるポイントが付与するエコ・アクション・ポイントのモデル事業を実施。平成21年度においては、公募により全国型モデル事業3件・地域型モデル事業6件を採択し実施した。</p> <p>○環境省において、「見える化」による温室効果ガスの削減効果の把握のための調査を行った。</p> <p>○農林水産省においては、消費者にとって理解しやすく、生産者等が取り組みやすい表示となるよう農産物等の見える化手法について検討。</p> <p>○平成21年度より、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、製品の温室効果ガス排出量を見える化するカーボンフットプリント制度試行事業を実施。</p> <p>○カーボンフットプリントマーク貼付の許諾が認められた製品は91件となっている。</p>	<p>○昨年度に引き続き、エコ・アクション・ポイントのモデル事業を実施する。平成23年度以降、経済的に自立した民間主導のエコポイントビジネスとして展開していくことを目指し、より多くの消費者や企業に対して参加を呼び掛けるなど、エコ・アクション・ポイントの普及促進に努める。</p> <p>○「見える化」による温室効果ガスの削減効果及び効果的な削減のための情報提供の在り方について、実測調査により検証する。また、家庭・業務部門における、CO₂排出実態の測定方法についても併せて検討する。</p> <p>○農林水産業由来の排出に関する基礎的データの整備等、生産者が見える化に実際に取り組むにあたっての環境整備を行う。</p> <p>○カーボンフットプリント制度においては、21年度試行事業を踏まえて、消費者・事業者が取り組みやすいよう制度の構築・改善を図る。</p>

項 目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5 (2) ⑧ 関係団体との連携協力	<ul style="list-style-type: none"> 本戦略の推進に係る関係団体との会議の設置等を検討する。それにより、関係団体との役割分担を明らかにしつつ、連携協力の下、本戦略に基づく施策を実施する。 	(平成22年度から検討実施予定)	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との役割分担、連携協力、本戦略に基づく施策の効果的な実施の観点から、関係団体との会議のあり方について検討を行う。

別表2

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成21年度中の検討状況又は進捗状況	平成22年度に実施を予定している施策等
(5) 環境に関する統計の段階的な整備	<p>○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。</p>	環境省	平成21年度から実施する。	<p>○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文科省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。</p>	<p>○ 気象庁が作成する気候統計を活用するなどして、気候変動に関するシナリオ・ボジウムを行うなど、気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。</p>
	<p>○ 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。</p>	環境省	平成22年度から実施する。	<p>○ 環境省において設置している温室効果ガス排出量算定方法検討会等に、関係府省と協力して温室効果ガス排出量・吸収量の算定に用いる統計データの充実や統計データのとりまどめの早期化について検討を行った。今後、同検討会等において引き続き検討を進めていく予定。</p> <p>○ 温室効果ガスイベントリ及び議定書補足情報の作成に当たって、算定方法及び使用データの確認・検討、統計・文献調査等の情報収集・検討を行った。今後は吸収・排出量の算定及び品質管理を進めていく予定。</p>	<p>○ 温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催し、排出量算定方法や排出係数の見直しを引き続き実施する予定。</p> <p>○ 専門家によるワーキンググループを設置し、気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計整備の検討を実施する。</p>
	<p>○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。</p>	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。	<p>○ 平成21年全国消費実態調査の耐久財等調査票において、関連する調査項目の一部(ハイブリット車・電気自動車等)を導入し、調査を実施。</p>	<p>○ 総務省が、環境省と調整を行った上で、エネルギー消費に関する特別集計を行い、23年度に公表予定。</p>
	<p>○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。</p>	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。	<p>○ 既存の公表データを精査し、公的な一次統計の整備について検討しているところ。具体的には「平成21年度新エネルギー等導入促進基礎調査(新エネルギーの統計整備に関する基礎調査)」を行い、既存のエネルギーに関する統計データ等から、新エネルギー等の普及実績に係る現行の集計方法を分析・評価した。</p>	<p>○ 21年度に行った調査内容を踏まえ、公的な一次統計の整備について引き続き検討を行う。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成21年度中の検討状況又は進捗状況	平成22年度に実施を予定している施策等
	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうるよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省（林野庁、経済産業省、国土交通省等）	平成21年度から実施する。	○ 総合エネルギー統計については、1次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応。	○ 総合エネルギー統計については、1次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応する。
3 社会的・政策的な変革に際した統計の整備に関する事項	○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省（農林水産省、経済産業省、環境省）	平成21年度に設置する。	○ 関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を設置し、平成21年12月より計4回実施した。その結果、確定値がまとまるまでの間、速報値を算出すること、統計のさらなる精緻化の検討を行うこととされた。	○ 関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を平成21年度に引き続き設置し、平成22年7月より計4回実施する予定。 ○ 速報値算出に不足する関連統計データの推計手法の検討や精度向上のために主な関連統計値の比較と循環利用量の算出構造の整理等を行うていく。
	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実について検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。	○ 産業連関表の充実について検討を行い、専門的な知見を踏まえた検討及びそのための予算要求が必要であるとの結論を得た。同結論を踏まえ、平成21年度に産業連関表関連予算の要求を行い、平成22年度予算を確保した。	○ 専門家からの意見聴取を行うとともに、関係府省と連携しつつ、環境分野分析用の産業連関表の作表方法の検討を行う。
	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計（人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等）を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。	○ 21年度は、検討のため、先行事例等の技術的な要素の情報収集を行い、実施策として適用可能性の評価を行った。	○ 領域環境統計の構築に関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行うていく。

V おわりに

- 第三次環境基本計画を基本として進められている我が国の環境施策を概観すると、「地球温暖化問題に対する取組」分野については、地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）に基づく京都議定書目標達成計画や低炭素社会づくり行動計画が、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」分野については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づく第二次循環型社会形成推進基本計画が、「生物多様性の保全のための取組」分野については、第三次生物多様性国家戦略のほか、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略 2010 が策定されるなど、近年、各分野における環境施策の基本的枠組みが充実してきました。

また、環境施策全体を対象として、重点的に着手すべき 8 つの戦略を掲げた 21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月閣議決定）が策定されており、施策の重点化も進められています。

このように、充実が図られてきた基本的な枠組みの下、様々な主体が連携して取組を総合的に進めるためには、今後、国レベルのみならず、地域レベルでの各施策の基本的枠組みの充実や、地球レベルでの施策の戦略的な展開も進めるべきです。

- 各主体の視点では、分野相互間の連携も視野に入れつつ、環境基本計画を基本とした施策の基本的枠組みの下、当該枠組みの中で設定されている目標を常に念頭に置き、求められている取組を進めるべきであり、特に、国、地方公共団体等の行政主体は、当該目標を達成するために必要かつ十分な具体的施策を、目標達成に向けた工程とともに立案し、着実に推進していくべきです。

また、国、地方公共団体等の行政主体は、各主体の取組の効果を客観的に評価する仕組みを構築し、当該評価を通じて、目標達成に向けた各主体の取組を促進するべきです。

その上で、全府省を通して、個別の施策や予算が環境基本計画に照らして一貫するよう、点検し反映する必要があります。

- 第三次環境基本計画の策定以降のこの 4 年余の各主体の取組を見ると、進展はみられるものの、各分野で未だ多くの課題を抱えている状況にあります。

恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組が着実に進むよう、これまでの点検結果と合わせて、今回の点検結果（特に「今後の政策に向けた提言」）に示した内容を、各界各層に広く周知するとともに、国、地方公共団体等の行政主体については、環境基本計画の目標達成に向け、具体的施策に反映し、引き続き、着実に環境施策を進めていくべきです。

また、今後予定されている第三次環境基本計画の見直しにおいては、現下の経済社会状況の変化を踏まえつつ、これまで 4 回の点検結果を適切に反映させることが必要です。

Ⅲ 3. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

- (注Ⅲ-3-1) J a p a nチャレンジプログラム … 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム。産業界と国が連携して、化審法制定以前から製造・輸入されていた既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信する政策プログラム。
- (注Ⅲ-3-2) J-CHECK … 化審法データベース。厚生労働省、経済産業省及び環境省が、化審法に関する化学物質の安全性情報を広く国民に発信するために作成し、インターネット上で公開している。
- (注Ⅲ-3-3) P O P s条約 … 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（P C B）、D D T等の残留性有機汚染物質（P O P s : Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。日本等条約を締結している締約国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の法令で規制することになっている。対象物質については、P O P s検討委員会（P O P R C）において議論されたのち、締約国会議（C O P）において決定される。
- (注Ⅲ-3-4) C C A処理木材 … 防霉、防蟻等のため、クロム・銅・砒素化合物系木材防霉剤（C C A薬剤）を注入処理等した木材。
- (注Ⅲ-3-5) M S D S制度 … 化管法に基づき、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報（M S D S : Material Safety Data Sheet）の提供を義務付ける制度。
- (注Ⅲ-3-6) W S S D2020年目標 … 2002年の持続可能な開発に関する世界サミットで合意された「2020年までに人及び環境への悪影響を最小化する方法で化学物質を生産・使用する」という目標。
- (注Ⅲ-3-7) O E C D / H P Vプログラム … 経済協力開発機構（O E C D）を中心に、国際的な協力によって高生産量（H P V）化学物質の安全性情報を収集する取組が開始されており、O E C D / H P Vプログラムは、H P V化学物質（O E C D加盟国の少なくとも1ヶ国で年間1,000トン以上生産されている化学物質）について安全性情報を収集し、有害

性のおそれに係る初期評価を行うプログラムである。

(注Ⅲ－3－8) BAT及びBEP … BAT (Best Available Techniques) は「利用可能な最良の技術」、BEP (Best Environmental Practices) は「環境のための最良の慣行」を意味する。

(注Ⅲ－3－9) GHS … GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」、即ち、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目で分かるよう、ラベル表示したり、安全データシートを提供したりするシステム。2003年に国際連合によって採択された。

Ⅲ 5. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

(注Ⅲ－5－1) 事例集やデータベースの詳細は、以下を参照。

◇環境教育・学習情報データベース (ECO 学習ライブラリー) について

→<http://www.eeel.go.jp/>

(環境省・文部科学省ホームページ)

◇環境カウンセラーについて

→<http://www.env.go.jp/policy/counsel/02.html>

(環境省ホームページ)

◇事業型環境NPO・社会的企業になるためのポイント集について

→<http://www.geic.or.jp/geic/partnership/index.html>

(地球環境パートナーシッププラザ・ホームページ)

◇地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアルの参考資料 (地方公共団体における施策事例) について

→http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/manual0906.html

(環境省ホームページ)

(注Ⅲ－5－2) 「循環・共生・参加まちづくり表彰」等の詳細は、以下を参照。

◇「循環・共生・参加まちづくり表彰」について

→http://www.env.go.jp/policy/info/sympo_01.html

(環境省ホームページ)

◇〈参考〉

全国市長会では、「環境都市の挑戦～都市における低炭素社会に向けたまちづくり事例集～」を策定し、地域における先進的事例を普及啓発しています。